

川崎市川崎区裁判員候補者予定者選定要綱

(趣旨)

第1条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号。以下「法」という。)第21条の規定により川崎市川崎区選挙管理委員会が行う裁判員候補者(以下「候補者」という。)の予定者(以下「予定者」という。)の選定に関しては、法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(選定に関する事務処理)

第2条 予定者の選定に関する事務は、川崎区選挙管理委員会事務室がこれを処理する。

(予定者の選定)

第3条 予定者を選定するときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第19条に規定する選挙人名簿(以下「名簿」という。)被登録者(同法第27条第1項の規定により名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。)の中からくじにより予定者を選定する。この場合において、当該くじの方法は、磁気ディスクにより調製するための名簿調製プログラムから、くじ機能を使用し乱数を用いて行う。

(予定者の補充)

第4条 法第24条第1項の規定により地方裁判所から補充する候補者の員数が割り当てられた場合については、第3条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 川崎市川崎区裁判員候補者予定者選定要綱（平成20年9月2日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。